

配布を希望される方への遵守事項・注意事項

リサイクル資材（堆肥・伐木材）は、資源の有効活用と処分費等のコスト縮減を目的として、琵琶湖河川事務所管内（野洲川・瀬田川）での伐木作業により発生した発生材、無料配布しているものです。

リサイクル資材の配布を希望される方は、必ず下記事項をご了承の上、お申込み下さい。

■遵守事項：

- ①「リサイクル資材」は営利目的の使用ができません。
- ②受領した「リサイクル資材」に残量が発生し処分することが無いよう、使い切れる必要量のみ受領して下さい。
- ③「リサイクル資材」を不当に投棄しないで下さい。第三者への譲渡もできません。
- ④配布当日の移動や積み込み作業等は安全に十分注意し、全て自己責任において実施して下さい。

■注意事項：

- ①「リサイクル資材」の在庫・品質は不安定です。
（河川内樹木伐採工事の進捗により、在庫状況が変化します。また、樹種が不明、乾燥が不十分などの場合があります。）
- ②「リサイクル資材」の引取りにおける事故やけが、また、当該資材を使用したことによる損害・紛争などが生じても、当所は一切責任を負いません。全て受領者の自己責任となります。
- ③資材の運搬においては、過積載には十分に注意して下さい。また、堤防上の車両走行は時速 30km 以下を遵守し、他の歩行者、自転車等の安全に留意して下さい。
- ④「リサイクル資材」の利用実態を調査する場合があります。その際は調査へのご協力をお願いします。

以上